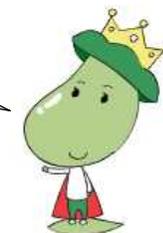


出生

ご出産、おめでとうございます！

こまえ子育てねっとキャラクター
えだまめ王子



該当する手続きをご自身でご確認ください。

	該当する方	手続	該当	必要書類等	受付窓口
子ども	子どもが生まれた方	児童手当認定請求		①受給対象者（保護者）の健康保険証写し ②受給対象者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等） ③マイナンバーカード（受給対象者および配偶者）	⑳子ども若者政策課
		乳幼児医療費助成申請		①加入予定の保護者の健康保険証の写し ②申請者の本人確認書類	
		出産祝金支給申請		①申請者の本人確認書類 ②申請者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等）	
	子どもが生まれた方で、既に兄弟姉妹が認可保育園に通われている方	保育必要量の変更		窓口にて説明及び必要書類をお渡しします。	㉑児童育成課
保険	親が国民健康保険に加入している方	国民健康保険への加入		国民健康保険被保険者証	㉒保険年金課
	狛江市の国民健康保険加入者で出産した方のうち、医療機関直接支払制度を利用していない方	出産育児一時金の支給申請		①出産した医療機関の領収書等 ②医療機関直接支払制度の利用確認書 ③出産した方の国民健康保険被保険者証 ④世帯主の振込先口座が分かるもの	
	狛江市の国民健康保険の加入者で妊娠85日（4ヶ月）以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）をした方	産前産後期間に係る保険税の軽減届書の提出		出産日を確認できる書類（母子手帳等）	

※「必要書類等」は、主に必要となる書類であり、場合によってはここに記載されている書類以外も必要となることがあります。

※マイナンバー（個人番号）が必要な手続は、本人確認書類が必要になります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。